



## 新型コロナワクチン接種

### 新型コロナワクチン4回目接種

#### ■ 予約開始日

▶ 6月27日(月)午前9時～

#### ■ 予約方法

- ▶ インターネット
- ▶ コールセンター (☎0570-00-0389)
- ▶ 窓口 (本庁・各支所)
- ▶ おまかせ予約 (60歳以上の人)

#### ■ 集団接種の実施

| 接種会場                 | 日程                   | 接種人数   | ワクチン         |
|----------------------|----------------------|--------|--------------|
| パフィオうわじま<br>(鶴島町)    | 7月21日(木)午後2時～午後5時    | 600人   | 武田/モデルナ社ワクチン |
|                      | 7月23日(土)午前9時30分～午後4時 | 1,200人 |              |
|                      | 7月24日(日)午前9時30分～午後4時 |        |              |
| コスモスホール三間<br>(三間町迫目) | 7月28日(木)午後2時～午後5時    | 600人   |              |
|                      | 7月30日(土)午前9時30分～午後4時 | 1,200人 |              |
|                      | 7月31日(日)午前9時30分～午後4時 |        |              |



### 1～3回目未接種者を対象とした夜間接種

新型コロナワクチンの1～3回目接種が済んでいない人を対象とした夜間接種を実施しています。

| 接種会場                     | 実施日      | 時間                             | 接種人数     | ワクチン       |
|--------------------------|----------|--------------------------------|----------|------------|
| 宇和島市役所<br>2階小会議室<br>(曙町) | 7月16日(土) | 午後6時30分～午後8時30分<br>(受付終了:午後8時) | 最大120人/日 | ファイザー製ワクチン |
|                          | 8月6日(土)  |                                |          | 未定         |
|                          | 8月27日(土) |                                |          |            |

☎ 保険健康課ワクチン接種推進班 ☎24-1111内線3131 FAX 24-1124

## 住民税非課税世帯などへの臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。  
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- ① 1世帯あたり10万円 (対象世帯を追加)
- ② 新たに令和4年度の住民税均等割が非課税となった世帯 (本給付金をすでに受給した世帯を除く)
- ③ 対象世帯に順次書類を送付 (一部申請が必要)
- ☎ 福祉課福祉総務係 ☎49-7109



ID: 0000004

## 子育て世帯生活支援特別給付金

低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、特別給付金を支給します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**内** 児童1人あたり一律5万円

### ■ひとり親世帯

- 対** ▶ 公的年金などを受給しているため、児童扶養手当を受給していない人（児童扶養手当にかかる支給制限限度額を下回る人）
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準の人



ID: 0060218

### ■ひとり親以外の世帯

- 対** 対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障がい児については20歳未満））を養育する人で、以下のいずれかに該当する人
- ▶ 令和4年度分の住民税均等割が非課税
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税世帯と同様の水準



ID: 0112345

**問** こども家庭課子育て給付係 ☎24 - 1111内線3124・2141

## 保険料の減免

宇和島市国民健康保険・愛媛県後期高齢者医療制度の被保険者で、以下の要件に当てはまる場合は、保険料を減免します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### CASE 1 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

- 対** 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の感染により死亡、または重篤な疾病を負った場合

### CASE 2 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の大幅な減少が見込まれる場合

- 対** 次のすべてに当てはまる被保険者
- ▶ 主たる生計維持者の令和4年の事業・不動産・山林・給与収入（以下、事業収入など）が、令和3年と比べ10分の3以上減少
- ▶ 主たる生計維持者の令和3年の所得金額が1円～1,000万円
- ▶ 減少が見込まれる事業収入などにかかる所得以外の主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額が400万円以下

### ■国民健康保険料

**内** 令和4年8月31日(水)以降に納期限のある令和4年度の保険料かつ納期末到来分（申請時にすでに保険料を納付済みの場合対象外） **申** 各月の保険料の納期限（全8期あり）7日前まで

**問** 保険健康課保険業務係 ☎24 - 1111内線2120・2134



ID: 0046044

### ■後期高齢者医療保険料

**内** ▶ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する令和4年度分の保険料

▶ 令和3年度末に資格を取得したことなどで令和4年4月以降に普通徴収の納期限となる令和3年度相当分の保険料

**申** 対象事由が発生してから1年以内 **問** 保険健康課後期高齢者医療係 ☎24 - 1111内線2181・2121



ID: 0045077